

～公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例～

公益法人等に対する財産の寄付について、譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けるためには、国税庁長官の承認を受ける必要があります。今回は承認申請等についてご紹介させていただきます。

＜制度の概要＞

個人が、土地、建物、株式などの財産（事業所得の基となるものを除きます。）を法人に寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます※。

※ これは、個人から法人に土地、建物などの財産が無償で移転するときに、個人に帰属する値上がり益に対する所得税を精算するための制度的要請によるものです。

ただし、これらの財産（国外の土地など一定のものを除きます。）を公益法人等に寄附した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています。

この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる法人の種類や承認要件などが異なります。

制度の種類	一般特例	承認特例
対象となる法人	公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人※1、その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人やNPO法人など） (以下「公益法人等」といいます。)	公益法人等のうち、国立大学法人等※2、公益社団法人、公益財団法人、学校法人※3、社会福祉法人及び認定NPO法人等※4 (以下「承認特例対象法人」といいます。)
承認要件（概要）	次の要件を全て満たすこと※5 1 寄附が公益の増進に著しく寄与すること 2 寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること 3 寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	次の要件を全て満たすこと※6 1 寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと 2 寄附財産について、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること 3 寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び上記2の組み入れ又は不可欠特定財産とすることが決定されていること
自動承認	なし	あり

※1 「特定一般法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人のうち法人税法に掲げる一定の要件を満たすものをいいます。

※2 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいい、国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げるものを「特定国立大学法人等」といいます。

※3 「学校法人」には、私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人（準学校法人）が含まれます。

※4 「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

※5 法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合の一般特例の承認要件は、要件2のみになります。

※6 特定国立大学法人等に対する寄附である場合の承認特例の承認要件は、要件2及び要件3となります。

※7 博物館等を運営する独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人並びに博物館等の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人をいいます。）に対する寄附について、次の事項を証する文部科学大臣の書類を添付した承認申請書の提出があった場合において、その承認申請書の提出があった日から1か月以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があつたものとみなされます。

- ・ その寄附財産が、一定の有形文化財（建造物等を除きます。）に該当すること
- ・ その寄附財産が、その寄附があつた日から2年を経過する日までの期間内に、その寄附を受けた独立行政法人等の公益目的事業（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく認定を受けた一定の事業としてその認定を受けた独立行政法人等が有する文化観光拠点施設において行うものに限ります。）の用に直接供され、又は供される見込みであること

＜一般特例と承認特例について＞

「一般特例」は、公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要

件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。一方、「承認特例」は、承認特例対象法人に財産を寄附した場合において、寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。

なお、「承認特例」には、承認申請書の提出があった日から1か月（又は3か月※）以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があつたものとみなされる自動承認の仕組みが設けられています。

※ 特定国立大学法人等以外の承認特例対象法人に対する一定の株式等の寄附の場合には、3か月以内となります。

<非課税承認を受けるための手続き>

非課税承認を受けようとする人は、「承認申請書」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

なお、必要な添付書類は、一般特例と承認特例で異なります。詳細は、国税庁ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

～財産の寄付から非課税承認までに流れ～



<承認申請書の提出期限>

原則として、**寄附の日から4か月以内**（その期間を経過する日前に、寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）です。



<承認申請書を提出する人>

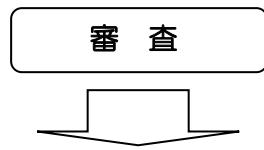
原則として、**寄附をした人**（遺贈の場合は、遺贈をした人の相続人及び包括受遺者）です。

<承認申請書の提出先>

寄附をした人の所得税の納税地を所轄する税務署に提出します。

<承認申請書の用紙>

承認申請書の用紙は国税庁ホームページに掲載されております。



<承認要件>

一般特例・承認特例それぞれの承認要件を満たすことが必要です。



<通知の相手方>

非課税承認がされた場合、寄附をした人及び寄附を受けた公益法人等に対し、その旨が通知されます。



<寄附財産に関する確認書類の提出>

承認特例に係る**非課税承認を受けた人（寄附をした人）**は、寄附財産に関する一定の確認書類を、原則として、**寄附を受けた法人における寄附の日の属する事業年度終了の日から3か月以内**に、寄附をした人の所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。

<一般特例の承認要件>

一般特例に係る非課税承認を受けるには、公益法人等に対する財産の寄附について、次の「要件 1」から「要件 3」までに掲げる全ての要件（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合には、次の「要件 2」に掲げる要件のみ）を満たすことが必要です。

要件 1

寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること

要件 2

寄附財産（代替資産※1を含みます。）が、その寄附があった日から2年を経過する日までの期間※2内に、寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること

※1 「代替資産」とは、収用や災害など一定のやむを得ない理由により寄附財産を譲渡した場合に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（株式にあっては、株式交換など一定のやむを得ない理由により寄附財産である株式を譲渡したことにより取得したものに限ります。）などをいいます。

※2 上記の「2年を経過する日までの期間」については、例えば、寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業の用に直接供する場合において、その建物の建設に要する期間が通常2年を超えるときなど、一定のやむを得ない事情があるため、寄附財産を寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であると認められるときは、その期間については国税庁長官が認める日までの期間となります。

要件3

寄附することにより、寄附をした人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附をした人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

<承認特例の承認要件>

承認特例に係る非課税承認を受けるには、承認特例対象法人に対する財産の寄附について、次の「要件1」から「要件3」までに掲げる全ての要件（特定国立大学法人等に対する寄附である場合には、次の「要件2」及び「要件3」に掲げる要件）を満たすことが必要です。

要件1

寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員※並びにこれらの人の親族等に該当しないこと

(注) 特定国立大学法人等については、承認要件ではありません。

※ 「社員」とは、公益社団法人などにおける社員総会を構成する人をいい、いわゆる従業員とは異なります。

要件2

寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること

要件3

寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理すること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

◎承認特例の適用を受けるためには、一定の添付書類を添付した申請書等を承認申請書の提出期限までに提出する必要があります。

<非課税承認が取り消される場合>

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた公益法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

【非課税承認が取り消される場合の例】

	取り消される場合	課税の対象者
①	寄附財産※1が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなかった場合	寄附をした人
②	寄附財産※1が、寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合※2（上記①に該当する場合を除きます。）	寄附を受けた公益法人等
③	「承認特例」に係る非課税承認を受けた人が、寄附財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる書類を提出すべき期限までに提出しなかった場合	寄附をした人

※1 租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理されているものを除きます。

※2 寄附を受けた公益法人等から、「公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書」及び添付書類の提出があった場合には、原則として、上記②に該当します。

※ 詳細については、国税庁ホームページに掲載されております。「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」をご参照ください。